

令和3年 第3回(7月)

篠栗町議会臨時会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

令和3年 第3回(7月)

篠 栗 町 議 会 臨 時 会

会 期 及 び 議 事 日 程

令和3年第3回 篠栗町議会臨時会 会期日程

開 会 7月29日(木曜日)

会 期 1日間

閉 会 7月29日(木曜日)

月	日	曜	区 分	開議時刻	件 名
7	29	木	本会議	10時	開 会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程及び質疑 ・議案の委員会付託
			委員会		・付託案件審査
			本会議		・付託案件委員長報告 ・採決 閉 会

令和3年第3回 篠栗町議会臨時会 議事日程 第1号

令和3年7月29日(木) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 7番 , 8番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第4, 議案の委員会付託について

第5, 議案第 45 号 財産の取得について

第6, 議案第 46 号 財産の処分について

第7, 議案第 47 号 訴えの提起について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
45	財産の取得について	総務建設 常任委員会
46	財産の処分について	総務建設 常任委員会
47	訴えの提起について	文教厚生 常任委員会

令和3年 第3回 臨時会 会議録

招集日時 令和3年7月29日 午前10時

招集場所 篠栗町役場 議事堂

招集日の出席議員

1番	岩	下	勝	正	2番	藤	木	高	裕	3番	横	山	和	輝		
4番	品	川		静	5番	古	屋	宏	治	6番	田	辺	弘	之		
7番	栗	須	信	治	8番	村	瀬	敬	太	郎	9番	今	長	谷	武	和
10番	阿	部	寛	治	11番	松	田	國	守	12番	荒	牧	泰	範		

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	大 塚 哲 雄
教 育 長	太 郎 良 順 一	総 務 課 長	田 村 明 広
財 政 課 長	藤 忠 文	会 計 課 長	野 寄 勇
まちづくり課長	熊 谷 重 幸	税 務 課 長	進 藤 功 次
収 納 課 長	花 田 篤	住 民 課 長	有 隅 哲 哉
健 康 課 長	栗 原 俊 孝	福 祉 課 長	平 山 智 久
産 業 観 光 課 長	松 熊 大	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	城 戸 勝 範	学 校 教 育 課 長	浦 上 利 浩
こ ども 育 成 課 長	松 岡 秀 策	社 会 教 育 課 長	藤 幸 三
監 査 委 員 事 務 局 長	水 江 靖 浩		

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	生 野 崇
係 長	伴 秀 代		

開会 10時00分

○議長（阿部 寛治） 皆さん、おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

ただいまから令和3年第3回篠栗町議会臨時会を開会いたします。

本日の日程は、タブレットに掲載しております議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い、議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番、栗須信治議員、8番、村瀬敬太郎議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日7月29日の1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」を議題といたします。

本臨時会に提出されております議案は、議案第45号から議案第47号までの3議案でございます。

それでは、議案第45号から議案第47号までを一括議題といたします。

町長に一括して、提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 皆さん、おはようございます。

本日、令和3年第3回臨時会の招集をいたしましたところ、公私ともご多忙の中ご出席賜り誠にありがとうございました。

上程議案の説明をする前に、若干のお時間をいただきまして、第2回定例会以降の諸情勢について、2点ご報告いたします。

1点目は、既に議員の皆様のお手元に届いていると思いますが、第2回定例会において制定された「篠栗町『町民の命を守るささぐりづくり』条例リーフレット」を各戸配布し始めました。遅くとも8月第1週には配布完了の予定でございます。

2点目、新型コロナワクチンの接種状況について申し上げます。

篠栗町においては、16歳以上の町民の皆様に、既に接種券を配布しております。

当初、順次、接種予定の開始を行う予定でしたが、国からのワクチンの供給が当初見込みを下回る状況となったため、開始時期を少し後送りにしております。39歳以下の皆様の予約接種の開始日は、ただいまのところ未定でございます。

なお、町内におけるクラスター防止を目的に、高齢者施設従事者、高齢者に関わる従事者や障がい者施設入所者及び従事者につきましては、余剰ワクチンで対応中であり、保育所、学校等のエッセンシャルワーカーにつきましては、希望者には、夏休み期間中の接種体制を確保している状況でございます。

今後の状況につきましては、適宜、議員の皆様方にご報告申し上げます。

以上でございます。

それでは、提案理由の説明に移ります。

本臨時会に提案しております議案第45号から議案第47号までの3議案について説明をいたします。

議案第45号は、「財産の取得について」であります。

本議案は、今年度導入予定の「どこでもプライベートプリント」に対応できないカラー複合機を、対応できる機種に更新するため、財産の取得について仮契約を結びましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、カラー複合機5台。

契約金額は、731万5,000円。

契約方法は、随意契約。

契約の相手方は、株式会社BCC 代表取締役 田中 功であります。

議案第46号は、「財産の処分について」であります。

本議案は、企業誘致を図るため、篠栗北地区産業団地開発事業において、造成した土地を工場等の用地として売却するものでございます。

この度、売却の相手方と立地協定を締結し、土地の売却について仮契約を結びましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

所在地は、篠栗町彩り台346番地12。

面積は、9,176.37平方メートル。

売却額は、4億6,524万1,959円。

売却方法は、随意契約。

売却の相手方は、東洋冷蔵株式会社 代表取締役社長 大塚 茂であります。

議案第47号は、「訴えの提起について」であります。

本議案は、令和2年11月10日午後0時25分頃、町職員が運転する庁用車が篠栗町中央四丁目4748番先の町道を進行していたところ、点滅信号のある交差点において、交通事故が発生し、本町が自動車保険に加入している一般財団法人全国自治協会が示談折衝を行っておりましたが、相手方はこれに応じず、本町に対し、相手方の車両の損害額等の支払いを求める訴えを提起しているものであります。

本件は、交差点による出会い頭の事故であり、相手方にも一定の過失があると考えられるため、本町の損害額の4割の過失割合分に相当する12万120円及びこれに対する遅延損害金を加えた金額の支払いを求め、訴訟を提起するものであります。

以上が、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

日程第4、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

お諮りします。

議案第45号から議案第47号までの3議案につきましては、議案付託表のとおり、総務建設、文教厚生、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

それでは、この後、常任委員会を行いますので、それぞれの委員会室にお集まりください。

では、本会議を暫時休止します。

休止 午前10時12分

再開 午前10時52分

○議長（阿部 寛治） 本会議を再開いたします。

日程に従い、採決を行います。

日程第5、議案第45号「財産の取得について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めま

す。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第45号「財産の取得について」

本議案は、カラー複合機の購入によるもので、購入理由は、新型コロナウイルス対応等で「どこでもプライベートプリント」に対応できる機種に更新することにより、業務の効率を進めるためであります。

当該財産の取得について仮契約を結んだため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

取得する財産は、カラー複合機5台。

契約金額は、731万5,000円。

契約方法は、随意契約であります。

なお、当該財産の取得につきましては、一般競争入札を実施いたしましたが、予定価格に達する入札がなく落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約とするものであります。

契約の相手方は、株式会社BCC 代表取締役 田中 功であります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありますか。

はい、今長谷議員。

○議員（今長谷 武和） この複合機5台は、どこに設置されるのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 役場庁舎内に5台設置されます。

○議長（阿部 寛治） 質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第45号は、委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第6、議案第46号「財産の処分について」を議題といたします。

本案も総務建設常任委員会に付託していただきましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第46号「財産の処分について」

本議案は、篠栗北地区産業団地開発事業において、造成した土地を工場等の用地として売却するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求められたものであります。

売却する土地について、

所在、篠栗町彩り台346番12。

面積、9,176.37平方メートル。

売却額、4億6,524万1,959円。

売却の相手方、東京都江東区永代2丁目37番28号 東洋冷蔵株式会社 代表取締役社長 大塚 茂に売却するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第46号は、委員長報告のとおり、可決することに決定しました。

日程第7、議案第47号「訴えの提起について」を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第47号「訴えの提起について」

本議案は、令和2年11月10日に発生した、町職員が運転する庁用車による交通事故の訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求められたものであります。

本議案の詳細につきましては、

1、事件名、損害賠償等請求事件。

2、請求の原因、当該事件については、本町が加入している一般財団法人全国自治協会が示談折衝を行っておりましたが、相手方はこれに応じず、本町に対して相手方の車両の損害額等の支払いを求める訴えを提起しております。

本件は、相手方にも一定の過失があると考えられるため、本町の損害額の4割の過失割合分に相当する12万120円及びこれに対する遅延損害金を加えた金額の支払いを求め提起するものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

本臨時会の日程は、全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和3年第3回篠栗町議会臨時会を閉会といたします。

閉会 午前11時02分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

栗須 信治

篠栗町議会議員

村瀬 敬太郎
